（エネルギー管理講習の業務の休廃止の届出等）

第十二条　指定講習機関は、法第七十七条の規定による届出をしようとするときは、様式第七のエネルギー管理講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止したエネルギー管理講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第七十七条の経済産業省令で定める期間は、十五日とする。

（公示）

第十三条　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

［略］	［略］
法第八十一条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］
法第七十七条の規定による届出があったとき。	一～四　［略］

（エネルギー管理講習の業務の休廃止の届出等）

第十二条　指定講習機関は、法第七十三条の規定による届出をしようとするときは、様式第七のエネルギー管理講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止したエネルギー管理講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第七十三条の経済産業省令で定める期間は、十五日とする。

（公示）

第十三条　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

［略］	［略］
法第七十七条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］
法第七十三条の規定による届出があったとき。	一～四　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第１から様式第七までを次のように改める。

様式第１（第４条関係）

指定講習機関指定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第７３条の規定に基づき、同法第９条第１項第１号の指定を受けたいので申請します。

エネルギー管理講習事務を行おうとする事務所	名称	
	所在地	
エネルギー管理講習業務を開始しようとする年月日		

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。